

# 岐阜県公報

号外(一) 令和六年十月三十一日

## 目次

### 規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

(建築指導課)

### 告示

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の四の表四の項第一号の知事が定める方法に関する告示の一部改正

(建築指導課)

## 規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十四号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三建築事務所長の部二の項第一号中「及び第三号」を「第三号、第二十九号及び第三十号」に改め、同項第四号中「及び第八号」を「第八号から第十号まで、第三十一号、第三十三号及び第三十四号」に改め、同項第六号中「次号」の下に「及び第三十二号」を加え、同項第八号中「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第三十八項第一号」に改め、同項第九十一号を第九十九号とし、第六十七号から第九十号までを八号ずつ繰り下げ、同項第六十六号中「第九十条の二第一項」の下に「法第八十七条の四において準用する場合を含む。」次号において同じ。を加え、同号を同項第七十四号とし、同項第六十五号を第七十三号とし、第六十二号から第六十四号までを八号ずつ繰り下げ、同項第五十九号から第六十一号までの規定中「法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。」を削り、同号を同項第六十九号とし、同項第六十号を第六十八号とし、第五十九号を第六十七号とし、同項第五十八号中「含む」の下に「。次号から第六十九号までにおいて同じ」を加え、同号を同項第六十六号とし、同項第五十七号を第六十五号とし、第四十六号から第五十六号までを八号ずつ繰り下げ、同項第四十五号中「第六十八条の三第七項」の下に「法第八十八条第二項において準

用する場合を含む。第七十七号において同じ。」を加え、同号を同項第五十三号とし、同項中第四十四号を第五十二号とし、第二十八号から第四十三号までを八号ずつ繰り下げ、同項第二十七号中「第十八条第二十五項」を「第十八条第四十一項」に改め、同号を同項第三十五号とし、同号の前に次の六号を加える。

29 法第十八条第十八項の規定による報告書の提出を受けること。

30 法第十八条第十九項の規定により通知すること。

31 法第十八条第二十七項の規定による報告書の提出を受けること。

32 法第十八条第三十六項の規定による報告書の提出を受けること。

33 法第十八条第三十九項の規定による報告書の提出を受けること。

34 法第十八条第四十項の規定により通知すること。

別表第三建築事務所長の部二の項第二十六号中「第十三条第一項」の下に「法第十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。」を、「第七十七条の第三十五項」の下に「及び第八十八条第一項から第三項まで」を加え、同号を同項第二十八号とし、同項中第二十五号を第二十七号とし、第十九号から第二十四号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十八号中「第二十三号」を「第二十五号」に改め、同号を同項第二十号とし、同項中第十七号を第十九号とし、同項第十六号中「第九号」を「第十一号」に改め、同号を同項第十八号とし、同項中第十五号を第十七号とし、第十一号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十号中「第十二号」を「第十四号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号中「第十五号、第十七号及び第二十六号」を「第十七号、第十九号及び第三十五号」に、「施行」を「施工」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の前に次の二号を加える。

9 法第七条の六第三項の規定による報告書の提出を受けること。

10 法第七条の六第四項の規定により通知すること。

附 則

この規則は、令和六年十一月一日から施行する。

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十五号

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県建築基準法施行細則（昭和二十六年岐阜県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「第七条の六」の下に「第三項を除く。」を、「第十八条」の下に「第十八項、第二十七項、第三十六項及び第三十九項を除く。」を加える。

第二十三条中「第十八条第十項」を「第十八条第十一項」に、「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改める。

附 則

この規則は、令和六年十一月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百二十三号

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の四の表四の項第一号の知事が定める方法に関する告示（平成二十九年岐阜県告示第百六十七号）の一部を次のように改正し、令和六年十一月一日から適用する。

令和六年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

四及び五中「第十八条第十八項」を「第十八条第二十二項」に改める。